

## 「つながろう そしてつなげよう 明日へ」集会宣言

私たちは、ここ松山市において「つながろう そしてつなげよう 明日へー改正貸金業法完全施行後の現状と今後の課題」をテーマに第31回クレサラ・ヤミ金被害者交流集会を開催した。

改正貸金業法は平成22年6月18日に完全施行され、一部で危惧された混乱もなく多重債務問題改善への確かなあゆみが見られた。しかし、サラ金業者は武富士などにもみられるように過払い金逃れや銀行傘下での生き残りを図り、規制の緩和に向けて巻き返しを図ろうとしている。そうしたなか、生活保護受給者は200万人をこえるなど、依然として貧困問題は深刻さを増している。

かかるなか平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、岩手・宮城・福島などの東日本が甚大な被害に見舞われた。福島第1原子力発電所の事故はいまだに収束しておらず、被災地では将来を悲観して自ら命を絶つ者も増加している。

被災地の復興のためには、住居、職業、医療、福祉、年金、公的扶助、保育、教育、税制などあらゆる分野にわたり既存の枠を超えた大胆な政策が必要である。高齢者・障がい者・子ども等の災害弱者が置き去りにされることのないように特段の配慮が必要である。震災は、それまでに存在していた日本社会の貧困、都市と地方の格差問題や弱者問題などを顕在化させた。震災復興のみならず、その背後にある日本社会の貧困について引き続き取り組まなければならない。

また、震災復興で財源が不足することなどを口実に被災地以外で生活・福祉等が後退することがあってはならない。

私達は多重債務、貧困、被災地支援など日本が抱える諸問題をどうすべきかについて議論を行った。

その結果、

- 1, 震災からの復旧・復興にあたり一人一人の人間を救済するという観点からあらゆる政策において人間の復興の実現を図るべきである。特に既存債務の債権買い取りや再生手続など法の整備を図るべきである。
- 2, 利息制限法の制限利率の大幅引き下げ、銀行ローンへの総量規制の適用、保証人制度の見直しを実現するとともに、安心して利用できる金融システムの構築を図るべきである。
- 3, 生活保護制度は最後のセーフティーネットとして市民の生存を支える重要な制度であり、制度を拡充することを求め、いかなる後退にも断固反対する。また、社会保障費の抑制方針を改め、雇用保険、健康保険などのセーフティーネット制度の充実を求める。
- 4, 最低賃金の引き上げ、労働者派遣法の抜本改正や有期雇用規制などによる非正規雇用問題の解決より、働いても食べていけないワーキングプアを解消する。
- 5, すべての子どもが安心して生活し、成長し発達する権利を実現できるよう、子ども手当をさら拡充することを求め、教育体制、社会的養護の制度の充実を図ることを求める。

私達は、以上の諸項目の実現を図るため全力を尽くすと共に、本集会のスローガンである「つながろう そしてつなげよう 明日へ」希望ある社会の実現を目指すことをここに宣言する。

2011年11月27日

第31回全国クレサラ・ヤミ金被害者交流集会IN愛媛参加者一同